

給付金や助成金が 振り込まれた場合は？



慣れないうちは取引があったとき、どんな勘定科目で処理すればよいのか、悩むケースもあるでしょう。そうした勘定科目の取扱いについて、新人さんと一緒に、事例をもとに学んでいきましょう。

新人さん：新型コロナウイルス感染症は、なかなか終息しませんね。

先輩：そうだね、ワクチンの接種も進んできているから、早く落ち着いて、経済も動き出すといんだけどなあ。

新人さん：特に飲食店や宿泊業などは、休業要請や時短営業で大変ですよ。

先輩：支援策も打っているけど、売上の減少分をすべてカバーできる店ばかりじゃないだろうからね。

新人さん：そういった給付金や助成金って、何の勘定科目で処理するんですか？

●解説

「雑収入」とは、本業とは直接的にかかわらない取引

から発生する収益で、金額上の重要性が乏しい様々な項目を一括して処理する勘定科目です。

たとえば、給付金・助成金、還付加算金、損害賠償金、保険金、自動販売機の設置手数料の受け取りや現金過不足の超過分などが該当します。

このように「雑収入」で処理する取引は広範囲にわたりますが、金額が大きくなった場合や同じ取引が頻繁に発生するような場合は、別途、適切な勘定科目を設定するほうが好ましいです。

「雑収入」が消費税の対象になるかどうかは、取引の内容によって異なります。

本ケース1のような一時支援金やケース2のような現金過不足などは消費税の対象にはなりませんが、ケース3のような自動販売機の設置手数料は課税対象となりますので注意が必要です。 ▲

ケース1 一時支援金を受け取った場合

緊急事態宣言の影響を受けて売上が減少したため、一時支援金500,000円が普通預金口座に入金された。

【借方】 普通預金 500,000 / 【貸方】 雑収入 500,000

ケース2 現金過不足の場合

手元現金を確認したところ、帳簿上の現金残高より1,000円多かった。その後、期末になっても現金超過分の原因はわからなかった。

・現金確認時 【借方】 現金 1,000 / 【貸方】 現金過不足 1,000
・決算時 【借方】 現金過不足 1,000 / 【貸方】 雑収入 1,000

ケース3 自動販売機の設置手数料を受け取った場合

事務所内にある自動販売機の設置手数料11,000円（税込）が普通預金口座に振り込まれた。

【借方】 普通預金 10,000 / 【貸方】 雑収入 11,000
仮受消費税等 1,000